

業務委託契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

1 委託業務名 宜野湾浄化センター清掃業務委託

2 履行期間 令和8年4月1日 から
令和10年3月31日 まで（24か月）

3 履行場所 宜野湾浄化センター管理棟及び見学者用トイレ

4 業務委託料 ₩-
うち取引に係る消費税額及び地方税額 ₩-
【年度別内訳】
令和8年度 月額 ₩- × 12 月 =
令和9年度 月額 ₩- × 12 月 =

5 契約保証金 業務委託料の100分の10を徴する。

上記の業務について、発注者（以下、「甲」という。）と受注者（以下、「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）発注者 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号
沖縄県下水道事務所長名 印

（乙）受注者 （住所）
（商号又は名称）
（氏名） 印

(委託業務)

第1条 甲は、頭書の業務を乙に委託し、乙は善良なる管理者の注意を以てこれを誠実に履行するものとする。

- 2 乙は、別添清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、業務を実施するものとする。
- 3 前項の仕様書に明記されていない事項がある場合には、甲乙協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、甲の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合には、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した本契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、その10日前までに再委託承認申請書を甲に提出し、書面による事前承認を受けなければならぬ。ただし、甲が仕様書で示した簡易な業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項の規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(費用の負担)

第4条 乙は、契約の履行に必要な人員を配置するとともに、契約の履行に必要な機器、資材等を負担するものとする。

- 2 甲は、乙が契約の履行に必要とする用水、電力等を無償で乙に提供するものとする。

(業務の履行確認)

第5条 乙は、仕様書に明示された業務の実施後、別に定める作業報告書に実施内容を記録し、その都度甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、月末までの業務実施状況を記載した清掃業務完了報告書を月末に提出し、甲の

検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第6条 業務委託料は、月額払いとし、頭書に記載の通りとする。ただし、委託業務の実施期間が1か月に満たない場合は、当該月の業務委託料は、日割計算によるものとする。

2 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、甲に対して当該月の業務委託料の支払いを翌月の10日までに請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 契約に違反し、その違反により契約の目的が達成することができないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(3) 次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めらるべき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除された場合において、業務委託料の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、既に履行が完了した分に相当する金額は、違約金の計算に参入しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、本契約の履行に際し、乙の作業員が故意又は重大な過失により、又は本契約の規定に違反したことにより、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が不可抗力によると認められる場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとし、乙は、当該損害額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙は、本契約の履行に際し、第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(秘密保持)

第9条 乙は、本契約の履行中に知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、本契約の履行期間満了後においても適用するものとする。

(乙の作業員に係る責務)

第10条 乙は、乙の作業員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は、本契約の履行に際し、乙の作業員に発生した損害について、一切の責任を負うものとする。

(業務内容の変更)

第11条 甲は、必要に応じ委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、頭書の業務委託料及び履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(違約金等の徴収)

第12条 乙が、この契約に基づく違約金又は損害賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払いの日まで政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下、「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第13条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第14条 乙は、業務委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(歳入歳出予算の減額又は削除による契約の解除)

第15条 甲は、本契約を締結した翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

2 前項の場合において、甲は、これによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(補則)

第16条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。